

【アメリカ】カリフォルニア州におけるディープフェイクを規制する法律

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

* 2024 年 9 月、カリフォルニア州において、AI 等を用いて生成された有害なディープフェイクを規制することを目的とした一連の法律が制定された。

1 制定の背景等

2024 年 9 月、米国カリフォルニア州のニューサム知事 (Gavin Newsom) は、人工知能 (Artificial Intelligence : 以下「AI」) 等を用いて生成されたディープフェイク¹の規制に関する 9 つの法律案に署名し、これらの法律が成立した。AI に関する最大の懸念事項は、ディープフェイクであるとも言われている²。しかし、ディープフェイクの作成を一般的に規制することは、表現の自由を侵害しかねない。カリフォルニア州における AI に関する一連の法整備で、ディープフェイクに関連して個別に制定された、俳優等の保護 (2 件)、わいせつ画像 (2 件) 及び児童ポルノ (2 件) に関する法律の概要を紹介する³。いずれも施行日は、2025 年 1 月 1 日である。

2 各法律の概要

(1) 俳優等の保護を目的とした法律

俳優等のデジタル肖像を使用する際に同意を必要とすることを規定する 2 つの法律は、2024 年 9 月 17 日に成立した。俳優等の保護を強化することにより、エンターテインメントにおける AI その他デジタルメディア技術の責任ある利用を確保することを目的とする⁴。

不当な契約を規制する法律 (AB2602)⁵は、労働法典⁶に第 927 条を追加し、個人とその他の者の間で締結された実演 (performance) に関する契約において、音声又は視覚的な肖像 (visual likeness) のデジタルレプリカ⁷を使用する場合、使用目的に関する合理的で具体的な記述及びデジタルレプリカの使用許諾について交渉する弁護士又は労働組合の関与がない場合には、契約は無効とするものである。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 12 月 4 日である。

¹ ディープラーニング (機械学習) 技術により二つの画像や動画を組み合わせ、元とは異なる動画を作成する技術。ディープフェイク動画のほか、ディープフェイクボイスなどもある。『現代用語の基礎知識 2024 年版』自由国民社、2024.1, p.265。

² Diane Bartz, “Microsoft chief says deep fakes are biggest AI concern,” 2023.5.26. Reuters website <<https://www.reuters.com/technology/microsoft-chief-calls-humans-rule-ai-safeguard-critical-infrastructure-2023-05-25/>>

³ 選挙広告に関する規制 (3 件) の概要については、北村弥生「【アメリカ】選挙広告における AI 等による実質的に虚偽のコンテンツの拡散を規制する法律の制定 (カリフォルニア州)」『外国の立法』No.301-2, 2024.11, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/13783827>>を参照。

⁴ “Governor Newsom signs bills to protect digital likeness of performers,” 2024.9.17. Governor Gavin Newsom website <<https://www.gov.ca.gov/2024/09/17/governor-newsom-signs-bills-to-protect-digital-likeness-of-performers/>>

⁵ An act to add Section 927 to the Labor Code, relating to employment. (AB2602) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2602>

⁶ Labor Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=LAB&tocTitle=+Labor+Code+-+LAB>>

⁷ コンピュータで生成された、極めてリアルな電子的表現であり、実際の個人が実際には出演し、若しくは実演していない、又は出演し、若しくは実演しているが、その実演の根本的な特徴が実質的に変更されている録音物、画像、視聴覚作品又は送信において具現化された、当該個人の音声又は視覚的な肖像と容易に認知できるもの。労働法典第 927 条 c 項

知的財産を搾取から保護する法律（AB1836）⁸は、民法典⁹第 3344.1 条を改正し、権利保有者の事前の同意を得ずに、故人となった著名人の音声又は視覚的な肖像のデジタルレプリカを制作、配布又は利用可能にした者は、原則として損害賠償責任を負うとするものである。

（2）わいせつ画像のディープフェイクを規制する法律

わいせつ画像の拡散を禁止する法律（SB926）¹⁰は、刑法典¹¹第 647 条 j 項第 4 号に(ii)を追加し、治安素乱（びんらん）行為¹²の範囲を拡大し、18 歳以上の者が、故意に、特定可能な他者の性器等や性的行為の画像を、描写された人物の真正な画像であると合理的な人物が信じるような方法で作成し、描写された人物に深刻な精神的苦痛を引き起こすと認識しつつ、拡散し、又は拡散させることを犯罪とするものである。2024 年 9 月 19 日に成立した。

ソーシャルメディアプラットフォーム（以下「SMP」）¹³を規制する法律（SB981）¹⁴は、事業及び職業法典¹⁵第 8 部に第 22.7 章を追加し、カリフォルニア州在住のユーザーが、デジタル化により作成又は改変された画像又は動画であって、特定可能な人物の性器等又は性的行為の画像又は動画であると合理的な人物からみなされるものに、当該ユーザー自身の肖像が同意なく使われていることを発見した場合、SMP に報告できる仕組みを提供することを SMP に義務付けた。これは、報告された内容が正当であると合理的に判断できる根拠がある場合、当該画像又は動画を SMP 上で一般公開されないよう直ちに削除することなどを義務付けるものである。2024 年 9 月 19 日に成立した。

（3）児童ポルノのディープフェイクを規制する法律

現行法¹⁶では、18 歳未満の者が性的行為を行っている、又は模倣している様子を描写したフィルム、写真、コンピュータ生成画像等（以下「CSAM（Child Sexual Abuse Material）」）の製作、現像、複製、拡散又は所持を禁止している。2024 年 9 月 29 日に成立した刑法典第 311 条等を改正する法律（AB1831）¹⁷及び刑法典第 311.1 条等を改正する法律（SB1381）¹⁸は、AI が実在する 18 歳未満の者の肖像を学習データとして使用し、CSAM を製作することによる被害から 18 歳未満の者を保護することを目的として、現行法の規定の一部を改正し、AI の使用によりデジタル加工され、又は生成された CSAM を規制の対象に含めるものである。

⁸ An act to amend Section 3344.1 of the Civil Code, relating to intellectual property. (AB1836) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB1836>

⁹ Civil Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=CIV&tocTitle=+Civil+Code+-+CIV>>

¹⁰ An act to amend Section 647 of the Penal Code, relating to crimes. (SB926) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB926>

¹¹ Penal Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=PEN&tocTitle=+Penal+Code+-+PEN>>

¹² 原語は「disorderly conduct」。一般に、不法妨害、治安素乱、風俗壊乱行為などを含む種々の軽罪。『ランダムハウス英和大辞典 第 2 版』小学館、1994、p.764。

¹³ カリフォルニア州にユーザーを有する、公開又は半公開のインターネットベースのサービス又はアプリケーション。サービス又はアプリケーション内で、ユーザー同士の交流を可能にし、ユーザーは、公開のプロフィールを作成し、他のユーザーが閲覧できるコンテンツを作成又は投稿する。事業及び職業法典第 22675 条 e 項

¹⁴ An act to add Chapter 22.7 (commencing with Section 22670) to Division 8 of the Business and Professions Code, relating to social media platforms. (SB981) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB981>

¹⁵ Business and Professions Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=BPC&tocTitle=+Business+and+Professions+Code+-+BPC>>

¹⁶ 刑法典第 311 条、第 311.1 条、第 311.2 条、第 311.3 条、第 311.10 条、第 311.11 条、第 311.12 条。 <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=PEN&division=&title=9.&part=1.&chapter=7.5.&article=>>

¹⁷ An act to amend Sections 311, 311.2, 311.11, and 311.12 of the Penal Code, relating to crimes. (AB1831) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240AB1831>

¹⁸ An act to amend Sections 311.1, 311.3, 311.4 and, 312.3 of the Penal Code, relating to crimes. (SB1381) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB1381>